

## 大規模な災害その他の緊急事態の発生時における議案審議の簡素化に係る 議会運営委員会の申合せ事項（案）

### 1 目的

この申合せは、大規模な災害その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うため、議案審議の簡素化に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 緊急事態の発生時における議案審議の簡素化の対象とする議案等

#### (1) 対象とする議案

- ①既決災害予算で災害復旧工事に部分的な対応しかできない場合で、緊急事態に迅速に対応するため審議日数を短縮する必要がある予算及び予算関連議案
- ②緊急事態に迅速に対応するため審議日数を短縮する必要がある上記①以外の議案（工事請負契約など）

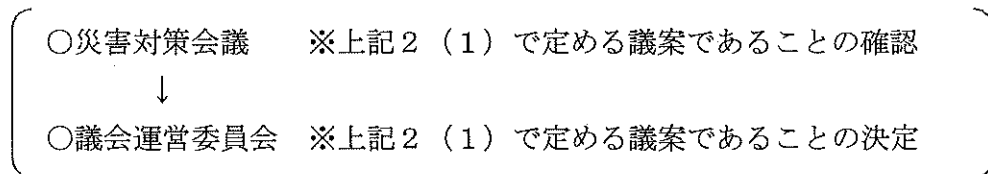
#### (2) 上記議案の取扱い

災害対策会議において、上記（1）で定める議案であることを確認後、議会運営委員会において決定する。

### 3 緊急事態の発生時における議案審議の方法

上記2で議案審議の簡素化の対象と決定された議案の審議方法（順序）は、次のとおりとする。

なお、審議日数は1日とする。



#### ①全員協議会（議案の説明及び質疑）

※執行部説明会、議案聴取会を兼ねる。

↓

#### ②議会運営委員会（議事日程の調整）

↓

#### ③本会議（議案上程、提案説明）

↓

#### ④議会運営委員会（質疑の有無の確認）

↓

#### ⑤本会議（質疑）※委員会付託を省略する。

↓

⑥議会運営委員会（賛否、討論の有無の確認）



⑦本会議（討論、採決）

#### 4 その他

この申合せ事項に定めるもののほか、その取扱いについて疑義が生じた場合は、その都度、議会運営委員会で協議のうえ決定する。

## ○通年議会の実施に係る議会運営委員会の申合せ事項の改正（案）

改 正 案	現 行
<p>1～3 (略)</p> <p>4 本会議の呼称</p> <p>(1)定例会は、開会する年を冠して「令和〇〇年三重県議会定例会」と呼称する。ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年は、「令和〇〇年第1回三重県議会定例会」及び「令和〇〇年第2回三重県議会定例会」と呼称する。</p> <p>(2)各本会議は、次のとおり呼称する。</p> <p>①開会会議 定例会の招集により、1月に開く本会議（任期満了による一般選挙の年の5月に開く本会議を含む。） 「令和〇〇年三重県議会定例会開会会議」</p> <p>②定例月会議 2月、6月、9月及び11月に定例的に開く本会議 「令和〇〇年三重県議会定例会〇月定例月会議」</p> <p>③3月会議 税制改正関連の条例案等の審議のため3月末に開く本会議 「令和〇〇年三重県議会定例会3月会議」</p> <p>④5月会議 役員選出等のため5月に開く本会議（任期満了による一般選挙の年の5月に開く本会議を除く。） 「令和〇〇年三重県議会定例会5月会議」</p> <p>⑤緊急会議 開会会議、定例月会議、3月会議及び5月会議以外に緊急に必要なが生じた際に開く本会議 「令和〇〇年三重県議会定例会第〇回緊急会議」</p> <p>5 議案等の番号</p> <p>(1)議員及び委員会から提出される議案、意見書案、決議案等は、<u>会期</u>ごとに、その種別により一連の番号を付けるものとする。</p> <p>(2)知事から提出される議案等は、<u>会期</u>ごとに、その種別により一連の番号を付けるものとする。</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 本会議の呼称</p> <p>(1)定例会は、開会する年を冠して「平成〇〇年三重県議会定例会」と呼称する。ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年は、「平成〇〇年第1回三重県議会定例会」及び「平成〇〇年第2回三重県議会定例会」と呼称する。</p> <p>(2)各本会議は、次のとおり呼称する。</p> <p>①開会会議 定例会の招集により、1月に開く本会議（任期満了による一般選挙の年の5月に開く本会議を含む。） 「平成〇〇年三重県議会定例会開会会議」</p> <p>②定例月会議 2月、6月、9月及び11月に定例的に開く本会議 「平成〇〇年三重県議会定例会〇月定例月会議」</p> <p>③3月会議 税制改正関連の条例案等の審議のため3月末に開く本会議 「平成〇〇年三重県議会定例会3月会議」</p> <p>④5月会議 役員選出等のため5月に開く本会議（任期満了による一般選挙の年の5月に開く本会議を除く。） 「平成〇〇年三重県議会定例会5月会議」</p> <p>⑤緊急会議 開会会議、定例月会議、3月会議及び5月会議以外に緊急に必要なが生じた際に開く本会議 「平成〇〇年三重県議会定例会第〇回緊急会議」</p> <p>5 議案等の番号</p> <p>(1)議員及び委員会から提出される議案、意見書案、決議案等は、<u>暦年</u>ごとに、その種別により一連の番号を付けるものとする。</p> <p>(2)知事から提出される議案等は、<u>暦年</u>ごとに、その種別により一連の番号を付けるものとする。</p>

<p>6 議事日程 議事日程は、<u>会期</u>ごとに一連の番号を付けるものとする。</p> <p>7～8 (略)</p>	<p>6 議事日程 議事日程は、<u>暦年</u>ごとに一連の番号を付けるものとする。</p> <p>7～8 (略)</p>
--	--

※なお、この改正は平成31年4月30日の翌日から適用する。